

## 島根県報

平成19年 9 月25日 (火) 第 1,917 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

## 目次

告 示		
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	1
保安林予定森林 (2件)	(森林整備課)	1
保安林の指定施業要件の変更	( " )	2
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
正誤		
平成19年6月5日付け島根県報第1,885号中	(森林整備課)	3
平成19年 6 月19日付け島根県報第1,889号中	( " )	3
		:

告	示

## 島根県告示第784号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉 法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

平成19年9月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名		÷\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	従 事 す る 医 療 機 関		***
		診療科目	名 称	所 在 地	指定年月日
福田	幸弘	循環器科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成19年8月29日
北村	郁代	循環器科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成19年8月29日
冨永	晃一	循環器科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成19年8月29日
角南	浩史	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1 - 2	平成19年8月29日
小島	純一	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1 - 2	平成19年8月29日
門脇	憲	内科	門脇医院	松江市八束町遅江384 - 2	平成19年8月29日
津森	道弘	内科	医療法人慈誠会 山根病 院三隅分院	浜田市三隅町岡見290 - 1	平成19年8月29日
柿木	伸之	内科	社団法人益田市医師会立 益田地域医療センター医 師会病院	益田市遠田町1917 - 2	平成19年8月29日

## 島根県告示第785号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成19年9月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市八雲町西岩坂4480、4483、4485から4491まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第786号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成19年9月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市温泉津町福光口310 - 1、口311、口312 - 1、口313 - 1、口313 - 2、口314 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第787号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年9月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産 省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成6年1月31日農林水産省告示第209号(2に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(O)	ナナヘル歩ん四中	変更後の立木の伐採の限度は、	かんしわいしせつ
1 7.1	/ / V (/ )1/2 *光(/ ) )にに	罗电烙(1) (1) (1) (基(1)) 限度[]	ボルとかけとする

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年9月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

出雲市松寄下町字宮輪296番 1 、296番 3 、297番 、297番 1 、298番 、298番 1 出雲市松寄下町字稲葉546番 1 、546番 5 、547番 1 、548番 1 、551番 1 、552番 3 、552番 6 出雲市松寄下町字宮輪297番 2 の一部

面積9,509.42平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市今市町95番地

いずも農業協同組合

代表理事組合長 萬代 宣雄

正誤

平成19年6月5日付け島根県報第1,885号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

 ページ
 行
 誤
 正

 4
 上から 4
 農林水産省告示第209号
 農林水産省告示第1531号

平成19年6月19日付け島根県報第1,889号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

 ページ
 箇
 所
 誤
 正

 1
 目次中
 保安林の指定施行要件の変更
 保安林の指定施業要件の変更

(4) 第1,917号	島根	県 報	平成19年 9 月25日
Ī			